

豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務
- (2) 業務の目的 本市公共施設で使用中の蛍光灯等について、2027 年末に一般照明用蛍光灯が生産・輸出入ともに全面禁止となる国際的な背景も踏まえ、施設照明の不点灯を防止するための対策を講じるとともに、消費電力の低いＬＥＤ照明に交換することにより、二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 対象施設の現地調査を行い、ＬＥＤ照明に更新するための設計、照明器具及び付属品の調達並びに設置（既設照明の撤去を含む。）を行う。
なお、更新方法は、原則、器具交換とする。
- (4) 対象施設 庁舎、コミュニティセンター等 計 28 施設（資料 1 「豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務 対象施設一覧」のとおり）
- (5) 業務期間 契約締結日から 2028 年 3 月 13 日（月）まで
※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

3 業務に係る提案上限額

227,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額について、本市と協議した上で決定する。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者という。」）は、本業務を行う能力を有する単体企業又はグループ若しくは複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。
なお、参加申込申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りではない。また、グループ等の各構成員は、他のグループ等の構成員になることができず、単体企業としての参加もできないものとする。

(2) 参加者の役割

ア 参加者は、次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

(ア) 統括役割：本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負う。

(イ) 調査役割：現地調査・設計に関する業務を担う。

(ウ) 機器調達役割：ＬＥＤ照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

(エ) 施工管理役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 総括役割を担う代表企業を１者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申込時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(イ) 構成員の間で交わされた契約書、協定書などを締結し、その写しを参加申込時に提出すること。なお、その書面には、グループ等を構成する事業者全てが、本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。（任意様式）

(3) 参加資格

本プロポーザルの参加にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループ等の場合は、グループ等の各構成員が全ての要件を満たすものとする。（ただし、アは統括役割を担う者、イ及びウは施工管理役割を担う者に限る。）

ア 統括役割を担う者は、近畿圏内に本店又は支店若しくは営業所等を有していること。

イ 施工管理役割を担う者は、次に掲げる要件に該当すること。

(ア) 豊岡市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に「電気工事」で登録され、かつランクＡであること。

(イ) 主たる営業所を豊岡市内に有すること。

(ウ) 想定される施工規模に応じて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による電気工事に係る建設業の許可を有し、同法第 26 条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ウ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ 豊岡市指名停止基準（平成 17 年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。

オ 豊岡市入札参加資格制限基準（令和 3 年豊岡市制定）第 2 条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第 3 条の規定による資格制限を受けている者でないこと。

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

ク 豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。

ケ 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

6 日程（予定）

内容	日時等
公募開始	2026 年 8 月 6 日（木）
図面の貸与	2026 年 8 月 6 日（木）から 10 月 7 日（水）まで
図面の閲覧	2026 年 8 月 6 日（木）から 9 月 9 日（水）まで
現地確認	2026 年 8 月 6 日（木）から 10 月 6 日（火）まで
質問書受付期限	2026 年 8 月 27 日（木）午後 4 時 30 分
質問書への回答期限	2026 年 9 月 8 日（火）
参加申込書の提出期限	2026 年 9 月 11 日（金）午後 4 時 30 分
参加資格確認結果通知	2026 年 9 月 16 日（水）予定
企画提案書提出締切	2026 年 10 月 7 日（水）
プレゼンテーション	2026 年 10 月 13 日（火）（予備日 10 月 15 日（木））
審査結果の通知	2026 年 10 月下旬（予定）
契約候補者との協議	審査結果通知～2026 年 11 月初旬
仮契約締結予定	2026 年 11 月初旬（予定）
本契約締結予定	2026 年 12 月（12 月市議会議決後）

7 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集する。

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提出書類 1（共通）

	提出書類
1	参加申込書（様式 1）
2	会社概要書（様式 2） ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。
3	グループ等の構成員一覧表（様式 3） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。
4	委任状（様式 4） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。
5	構成員の間で交わされた契約書、協定書などの写し ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。

(イ) 提出書類 2 (必要に応じて提出するもの)

グループ等で応募する場合で、統括役割を担う者、調査役割を担う者及び機器調達役割を担う者が、豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登載された事業者ではない場合、その者について提出すること。

	提出書類
1	法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
2	商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
3	商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
4	財務諸表（法人及び個人）
5	市税納付状況照会に関する同意書（様式 5）
6	国税の納税証明書 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書その 3（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が 0 円であるものに限る。

イ 提出方法

電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

提出書類は PDF 形式で統一したデータを提出すること。なお、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市公共施設照明設備 LED 化業務参加申込書（事業者名）」

ウ 提出先

11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ

エ 提出期限

2026 年 9 月 11 日（金）午後 4 時 30 分

(3) 参加資格確認

応募事業者について、前記 5 に規定する参加資格の有無を確認する。

ア 参加資格確認結果の通知

全応募者に対し、参加資格の確認結果を 2026 年 9 月 16 日（水）までに電子メールにて通知する。

イ 参加資格確認結果に関する質問

(ア) 参加資格確認の結果、参加資格を有しないとされた者は、その理由について、市に説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求めようとする者は、2026 年 9 月 25 日（金）午後 4 時 30 分までに、市に電子メールにより、説明を求めなければならない。

(ウ) 市は、2026 年 10 月 2 日（金）までに(イ)の質問に対する回答をする。

(4) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式 6）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限

2026 年 8 月 27 日（木）午後 4 時 30 分

イ 提出方法

電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、メールタイトルには、「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務質問書（事業者名）」と明記すること。

ウ 質問回答期限日 2026 年 9 月 8 日（火）

エ 回答の方法

質問内容とその回答を、回答期限日までに、本市ホームページに掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けるものとする。

(5) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式 7）を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2026 年 10 月 2 日（金）午後 4 時 30 分

イ 提出先 11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出書類 辞退届（様式 7） 1 部

8 図面の貸与・閲覧

(1) 図面データの貸与

希望する者には、次のとおり本市が保有する図面 PDF データ（電灯設備図、電灯姿図等）を貸与する。貸与する図面 PDF データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

ア 貸与期間

2026 年 8 月 6 日（木）から 10 月 7 日（水）午後 4 時 30 分まで

イ 申込方法

図面の貸与を希望する者は、図面データ貸与申込書（様式 8）を次の申込先へ電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）で提出すること。なお、メールタイトルには、「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務に関する図面データ貸与申込（事業者名）」と明記すること。

ウ 申込先

11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ

エ 貸与方法

図面データ貸与申込書（様式 8）に記載された受領希望日時を基に別途本市が指定する日において、図面 PDF データを記録した記録媒体を貸与する。貸与場所はコウノトリ共生課とする。

貸与した記録媒体は、10 月 7 日（水）午後 4 時 30 分までに貸与場所へ返却すること。

(2) 図面の閲覧

希望する者は、次のとおり本市が保有する紙の図面（平面図等）を閲覧することができる。図面は本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

ア 閲覧期間

2026 年 8 月 6 日（木）から 9 月 9 日（水）まで
（平日午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までの開庁時間内）

イ 申込方法

図面の閲覧を希望する者は、図面閲覧申込書（様式 9）を次の申込先へ電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）で提出すること。なお、メールタイトルには、「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務に関する図面閲覧申込（事業者名）」と明記すること。

ウ 申込先

11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ

エ 閲覧方法

図面閲覧申込書（様式 9）に記載された閲覧希望日時を基に、別途本市が指定する日時及び場所にて閲覧に供する。

閲覧場所からの図面の持ち出しは禁止する。図面の写真撮影、デジタル化は可とする。

オ 閲覧場所

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」（予定）

9 現地確認

希望する者は、必要に応じて下記実施期間内に、いずれか 3 施設以内において現地確認を行うことができる。

(1) 現地確認実施期間

2026 年 8 月 6 日（木）から 10 月 6 日（火）まで

(2) 申込方法

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式 10）を次の申込先へ電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）で提出すること。なお、メールタイトルには、「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務に関する現地確認申込（事業者名）」と明記すること。

(3) 申込先

11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ

(4) 現地確認の方法

ア 現地確認申込書（様式 10）に記載された希望日等を基に別途本市が指定する日時及び場所にて現地確認を認める。

イ 参加人数は 3 名以内とし、移動のための乗用車等は参加者が用意すること。

ウ 確認内容は、立入可能な部屋等の既設照明器具の設置状況の確認のみとし、器具寸法の測定等の調査はできない。なお、施設使用状況により見学できない部屋等がある場合がある。また、写真撮影については、施設担当者に許可を得ること。

10 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2026 年 10 月 7 日（水）午後 4 時 30 分
- (2) 提出先 11 ページ記載の 17 問合せ先に同じ
- (3) 提出方法 電子メール(提出先:ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp データサイズが10MBを超える場合はデータストレージサービスを利用すること。)

企画提案書等は PDF 形式で統一したデータを提出すること。なお、電子メールの件名は次のとおりとする。「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務企画提案書（事業者名）」

(4) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式 11）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式 12）
- エ 見積金額内訳書（様式 13）

(5) 企画提案書等作成要領

提出書類	作成上の留意点
企画提案書（任意様式）	・ 40 ページ以内で、ページ番号を付すこと。 ・ 業務スケジュール、施工方法・安全対策、器具の選定、人員の確保、連絡体制及び独自提案など仕様書及び審査基準の内容を踏まえて作成すること。 ・ プレゼンテーション審査は、事業者名を伏せて行うため、企画提案書には事業者の名称や事業者を判断させるロゴ等を記載しないこと。
参考見積書（様式 12）	・ 資料 2「施設照明概数一覧」に記載の数量等に基づき作成すること。 ・ 参考見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ・ 会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて事務を担当する部門の責任者及び担当者の氏名、連絡先の電話番号を記載したもの。
見積金額内訳書（様式 13）	・ 参考見積書のうち内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。 ・ 参考見積書の金額と見積金額内訳書の金額は必ず一致すること。

11 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市公共施設照明設備 L E D 化業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 「豊岡市公共施設照明設備LED化業務契約候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）」は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

(ア) 開催日 2026年10月13日（火）予定（予備日10月15日（木））

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎

(ウ) 出席者 当該業務に従事予定の4人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書を使って行うものとし、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。なお、プレゼンテーションにおいて主たる説明を行った者は、本業務に従事しなければならない。

(オ) その他 プレゼンテーション20分、ヒアリング15分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源及び電源延長コードは市が用意する。

ウ 選定

別に定める審査基準に基づき、契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、企画提案、価格提案の順に評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とする。

すべての評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者とししない。

エ 最終審査結果

最終審査結果は、全ての企画提案者に対し、2026年10月下旬（予定）に書面で通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市ホームページで公表する。

※審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

12 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

NO.	評価項目			評価内容	評価点	加重	得点
1	企画提案	現場施工	業務スケジュール	・全体のスケジュールが、器具納期・設計・施工等の行程ごとに具体的であり、限られた履行期間内に確実に完了できるものであるか。	5	×2	10

2			施工方法・安全対策	・施設運営への影響に、十分配慮された計画となっているか。 ・施工時安全対策が十分に図られているか。	5	× 3	15
3			器具の選定	・設置するLED照明器具は、仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか。	5	× 2	10
4		実施体制	人員の確保	・役割分担が明確で十分な人員を確保できるか。	5	× 2	10
5			連絡体制	・業務責任者等と常に連絡が取れ、緊急時に早急に対応できる体制がとられているか。	5	× 1	5
6			独自提案	・創意工夫された提案であり、本市にとって有益性のある提案がなされているか。	5	× 3	15
7			取組意欲	・プレゼンテーションの説明が明確で、質問に対する回答は的確か。	5	× 3	15
9	価格提案			(提案価格のうち最低価格/参考見積価格) × 価格配点 ※小数点第1位を四捨五入する。	20	—	20
合計							100

13 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成 17 年豊岡市条例第 7 号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

14 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 業務に係る提案上限額」を超える場合
- (7) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨

害する行為等と市が判断した場合

15 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積金額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) 予定価格が1億5千万円以上となる場合は、仮契約を締結することとし、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年4月1日条例第55号）第2条の規定に基づき、豊岡市議会においてこの契約に係る議案が可決された場合に本契約を締結する。なお、当該議案が否決されたときは、仮契約を解除する。この場合において市は損害の責めを負わない。

(6) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）第28条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 成果品の著作権は本市に帰属する。
- (10) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (11) 参加申込者又は企画提案者は、下請業者や協力事業者の選定についても、可能な限り市内事業者（市内に本店又は支店・営業所を置く事業者）を優先するなど、地域への経済波及効果に資す

るように配慮すること。

- (12) 電子メールによる書類提出の際は、件名を記載の上で送信し、送信後の平日午前9時00分から午後4時30分までに電話により到達の確認を行うこと。

17 問合せ先

豊岡市役所コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室（豊岡市役所本庁舎2階）

担当：原田、船津

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9136

FAX：(0796) 24-7801

E-mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp